

制定理由：岡山大学学術研究院の設置に伴い，所要事項を規定するため。

岡山大学学術研究院規則

令和3年1月26日
岡大規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は，国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号。以下「管理学則」という。）第26条の規定に基づき，岡山大学学術研究院（以下「学術研究院」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において教員とは，教授，准教授，講師，助教及び助手をいう。

(目的)

第3条 学術研究院は，社会のニーズに応じた多様で柔軟な教育課程編成及び，教育研究組織に基づいて全学的視点で教員配置を行い，岡山大学の持続可能な教育研究活動の充実・発展に寄与することを目的とする。

(学域)

第4条 学術研究院に，次の学域を置く。

教育学域

社会文化科学学域

自然科学学域

保健学域

環境生命科学学域

医歯薬学域

ヘルスシステム統合科学学域

法務学域

(学域長)

第5条 各学域に学域長を置く。

2 次表左欄の学域長は、次表右欄の研究科長をもって充てる

教育学域長	大学院教育学研究科長
社会文化科学学域長	大学院社会文化科学研究科長
自然科学学域長	大学院自然科学研究科長
保健学域長	大学院保健学研究科長
環境生命科学学域長	大学院環境生命科学研究科長
医歯薬学域長	大学院医歯薬学総合研究科長
ヘルスシステム統合科学学域長	大学院ヘルスシステム統合科学研究科長
法務学域長	大学院法務研究科長

3 学域長は、その学域に関する事項をつかさどる。

(教員の所属及び授業を担当する研究科等)

第6条 学術研究院に所属する教員は、第4条に定める学域のうち、いずれか一つの学域に所属するものとする。

2 前項の教員は、原則として学部及び研究科において、教育、研究及び運営の職務を行わなければならない。

(教授会)

第7条 学術研究院の各学域に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学術研究院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。